

犯罪多発警報（期間延長）発令通知内容（2月8日発令）

発令者 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会長（嘉田知事）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発注意報
女性対象犯罪（痴漢等）多発注意報
高齢者対象犯罪（ ）多発注意報
その他犯罪（ ）多発注意報

発令期間 既発令 平成25年2月1日（金）から平成25年2月10日（日）まで
延長 平成25年2月11日（月）から平成25年2月20日（水）まで

発令地域 県内全域
地域指定
大津地域 南部地域 甲賀地域
東近江地域 湖東地域 湖北地域
高島地域

県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市